

動物適正飼養指導票

1 指導年月日 令和5(2023)年12月18日

2 指導対象者

飼養者氏名

飼養者住所

飼養場所

3 改善指導事項

- (1) 取得した日から30日を超えている犬について、登録を申請すること。
- (2) 生後91日以上犬について、狂犬病の予防注射を受けること。
- (3) 飼養及び保管する犬の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 改善の報告

報告の必要性 なし ・ あり (立入時に確認)

報告の形式 口頭 ・ 文書

上記のとおり指導します。

なお、改善指導事項が改善されない場合は、狂犬病予防法に基づき、勧告(処分)する場合があります。

栃木県動物愛護指導センター

係長

野口 敬紀



栃木県動物愛護指導センター

〒321-0166

宇都宮市今宮4-7-8

TEL 028-684-5458

FAX 028-684-5926